

パブリック・コメント募集中

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度です。この度三島市では、第4次三島市地域福祉計画の策定にあたり、下記によりパブリック・コメントを募集します。

記

案件名	第4次三島市地域福祉計画案
趣旨	三島市地域福祉計画は、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしを続けられるよう、人と人がつながり、支え合い、助け合う、地域ぐるみの福祉を推進するための指針となるものです。
資料	「第4次三島市地域福祉計画」(案) 施設に備え付けの資料をご覧ください。また、三島市のホームページからダウンロードすることができます。
応募対象者	1.市内に住所を有する者 2.市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 3.市内に存する事務所または事業所に勤務する者 4.市内に存する学校に在学する者 5.その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者 (上記1～4以外で市内の官公庁施設や商業施設、公共交通機関、道路や公園を利用する者)
意見の 応募期間	令和2年12月23日(水)から令和3年1月22日(金)まで (最終日必着でお願いします。)
意見の 提出方法と あて先	1.三島市のホームページから提出する場合： ※インターネットで「三島市パブリック・コメント」を検索してください。 2.郵送の場合：〒411-8666 三島市北田町4-47 三島市役所 福祉総務課 福祉総務係 3.ファクシミリの場合：055-976-5555 4.電子メールの場合：hukusou@city.mishima.shizuoka.jp 5.持参の場合：三島市役所 本館1階 福祉総務課 (平日8:30から17:15までにご持参ください。) パブリック・コメントをするための意見の書き込み用紙は、備え付けの各案件の「パブリック・コメント用紙」をご利用ください。なお、三島市パブリック・コメントのホームページでは、PDF版、WORD版のファイル形式により「パブリック・コメント用紙」をダウンロードすることができます。
意見提出時の 注意事項	1.提出者(ご自分)が、応募対象者のうち次のア～オのどれに該当するか必ずお選びいただきます。 ア. 市内に住所を有する者 イ. 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ. 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ. 市内に存する学校に在学する者 オ. その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者 2.提出者の住所(又は所在)、氏名(又は団体名)、連絡先等(電話番号、メールアドレス等)について記載してください。 3.意見をするとき、案件のどの部分の意見(資料の○ページ○行目についての意見等)かを明確にし、意見内容を記載してください。
意見の 取扱い	提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するとともに政策企画課、行政課、情報公開コーナー、公民館(北上、錦田、中郷、坂)及び市民生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。なお、提出された意見への個別回答はいたしません。
お問い合わせ	〒411-8666 三島市北田町4-47 三島市役所 福祉総務課 福祉総務係 電話 055-983-2610 E-mail: hukusou@city.mishima.shizuoka.jp